

# 池田町人権施策推進指針

令和5年3月  
池 田 町



# 目次

第1章 指針の策定.....	1
1 指針策定の趣旨 .....	1
2 指針の基本理念 .....	2
3 指針策定の背景 .....	3
4 指針の目的・位置づけ .....	5
第2章 人権教育・啓発の推進方策.....	6
1 人権一般の普遍的な視点からの取り組み .....	6
(1) 人権教育.....	6
(2) 人権啓発.....	11
2 様々な人権課題に対する取り組み .....	15
(1) 女性.....	15
(2) 子ども.....	18
(3) 高齢者.....	21
(4) 障がい者.....	24
(5) 同和問題.....	27
(6) 外国人.....	30
(7) 感染症患者等.....	32
(8) 刑を終えて出所した人.....	35
(9) 犯罪被害者.....	37
(10) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人.....	39
(11) インターネットによる人権侵害.....	41
(12) 災害に伴う人権問題.....	43
(13) その他の人権問題.....	44
第3章 指針の推進.....	47
1 総合的な施策の推進 .....	47
2 住民、関係機関との連携の推進 .....	47
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進 .....	48
4 指針の見直し .....	48

資料編 .....	49
1 用語解説 .....	49
2 関係法令等 .....	56
3 人権関係年表 .....	65
4 池田町人権施策推進計画策定委員名簿 .....	73



# 指針の策定

## 1 指針策定の趣旨

日本国憲法には、「基本的人権の尊重」を3つの原則の1つとして位置づけ、「基本的人権」を誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等に保障される権利としています。

しかし、社会構造が複雑多様化する中、私たちの周りには、様々な偏見や差別など人権に関する深刻な問題が多く発生しており、依然として「人権が尊重される社会」の実現が大きな課題となっています。急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、社会が急激な変化にさらされるなか、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障がいのある人や高齢者の人権問題、性的少数者に対する差別等が問題となっています。

岐阜県においては、平成15年に、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、その後2回の改定を経て、「第3次岐阜県人権施策推進指針」では「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」をテーマとし、3つの重点対策(①「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進、②市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進、③人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証)を定め、人権尊重の意識を高めるため人権教育及び人権啓発の総合的な取り組みを行っています。

本町においても、様々な社会的背景や国・県の動向を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うため、「池田町人権施策推進指針」の改定を行います。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、持続可能でよりよい世界を目指すための 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することが目標とされています。

同じく国連総会で採択された「人権教育のための世界計画」の第 4 段階においても SDGs との連携が盛り込まれていることから、本町においても SDGs の視点を踏まえた人権教育・人権啓発を推進することを目的として、本指針を改定します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 指針の基本理念

### 基本理念

町民一人一人が、つながり、理解し合い、  
お互いを尊重し合うまち

本指針は、「池田町第六次総合計画」を踏まえ、住民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、人と人がつながり、家族や地域での学びから、人権に含まれる個別課題を理解し合い、尊重できるような教育・啓発を推進します。支え合い、理解し合いお互いを尊重し合う、暮らしやすいまちの実現に向け、人権意識の高揚を図ります。

## 3 指針策定の背景

### (1) 国際的な動向（国連の動き）

- ・ 1948 年（昭和 23 年）「世界人権宣言」採択
- ・ 1965 年（昭和 40 年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択
- ・ 1966 年（昭和 41 年）「国際人権規約」採択
- ・ 1975 年（昭和 50 年）「国際婦人年」
- ・ 1979 年（昭和 54 年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
- ・ 1979 年（昭和 54 年）「国際児童年」
- ・ 1981 年（昭和 56 年）「国際障害者年」
- ・ 1989 年（平成元年）「児童の権利に関する条約」採択
- ・ 1990 年（平成 2 年）「国際識字年」
- ・ 1995 年（平成 7 年）～2004 年（平成 16 年）「人権教育のための国連 10 年」（国連決議）
- ・ 2004 年（平成 16 年）「人権教育のための世界計画」採択
- ・ 2006 年（平成 18 年）「人権理事会」設置
- ・ 2005 年（平成 17 年）～2009 年（平成 21 年）第 1 フェーズ行動計画
- ・ 2006 年（平成 18 年）「障害のある人の権利に関する条約」採択
- ・ 2008 年（平成 20 年）国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告
- ・ 2008 年（平成 20 年）国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択
- ・ 2010 年（平成 22 年）～2014 年（平成 26 年）第 2 フェーズ行動計画
- ・ 2015 年（平成 27 年）～2019 年（令和元年）第 3 フェーズ行動計画
- ・ 2020 年（令和 2 年）～2024 年（令和 6 年）第 4 フェーズ行動計画

### (2) 国内の動向

#### <国>

- ・ 1947 年（昭和 22 年）「日本国憲法」施行
- ・ 1979 年（昭和 54 年）「国際人権規約」批准
- ・ 1985 年（昭和 60 年）「女子差別撤廃条約」批准
- ・ 1994 年（平成 6 年）「児童の権利に関する条約」批准
- ・ 1997 年（平成 9 年）「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定
- ・ 1997 年（平成 9 年）「人権擁護施策推進法」施行、「人権擁護推進審議会」設置
- ・ 2000 年（平成 12 年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- ・ 2002 年（平成 14 年）「人権教育・啓発に関する基本計画」施行
- ・ 2013 年（平成 25 年）「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」制定
- ・ 2014 年（平成 26 年）「障害者権利条約」批准

- ・ 2016 年（平成 28 年）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行
- ・ 2016 年（平成 28 年）「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

#### <岐阜県>

- ・ 1974 年（昭和 49 年）「岐阜県同和教育基本方針」策定
- ・ 1992 年（平成 4 年）「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」設置
- ・ 1998 年（平成 10 年）「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置
- ・ 2000 年（平成 12 年）「岐阜県人権啓発センター」設置
- ・ 2001 年（平成 13 年）「岐阜県人権同和教育協議会」設置
- ・ 2002 年（平成 14 年）「人権に関する県民意識調査」実施
- ・ 2002 年（平成 14 年）「岐阜県人権同和教育基本方針」策定
- ・ 2003 年（平成 15 年）「岐阜県人権施策推進指針」策定
- ・ 2007 年（平成 19 年）「人権に関する県民意識調査」実施
- ・ 2008 年（平成 20 年）「岐阜県人権施策推進指針（第一次改定）」策定
- ・ 2011 年（平成 23 年）「岐阜県人権教育基本方針」策定
- ・ 2013 年（平成 25 年）「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」策定
- ・ 2017 年（平成 29 年）「人権に関する県民意識調査」実施
- ・ 2018 年（平成 30 年）「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」策定

### (3) 町の動向

---

- ・ 2008 年（平成 20 年）「人権についての町民意識調査」実施
- ・ 2008 年（平成 20 年）「池田町人権施策推進計画」策定
- ・ 2016 年（平成 28 年）「人権についての町民意識調査」実施
- ・ 2018 年（平成 30 年）「池田町人権施策推進指針」策定
- ・ 2022 年（令和 4 年）「人権問題についての意識調査」実施

## 4 指針の目的・位置づけ

本指針は、人権教育・啓発に関する様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とします。

本指針は、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を池田町の人権施策に反映させ、池田町が今後実施する人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。

本指針は、「池田町第六次総合計画」との整合性を図ります。

本指針の期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

※「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」第5条  
地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
総合計画	六次総合計画				
人権施策推進指針	人権施策推進指針				



## 人権教育・啓発の推進方策

### 1 人権一般の普遍的な視点からの取り組み

すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のないまちを実現するためには、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通して、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

このため、住民一人ひとりの人権を尊重する意識を高めるとともに、多様な人々と関わる暮らしでの学びの中からお互いを理解し合い、尊重することで、差別や偏見をなくすよう引き続き人権教育・人権啓発を推進します。

#### (1) 人権教育

##### ア 学校教育

###### <現状と課題>

人権尊重の意識を子どもが身に付けていくためには、学校において、児童、生徒の発達段階に応じて、社会性や豊かな人間性を育む教育が実施されることが必要です。学校教育においては、人格の基礎が形成される時期であり、人権教育は特に重要です。

国においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、令和3年に「第3次とりまとめ」を補足する参考資料を作成しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」が全面実施されています。

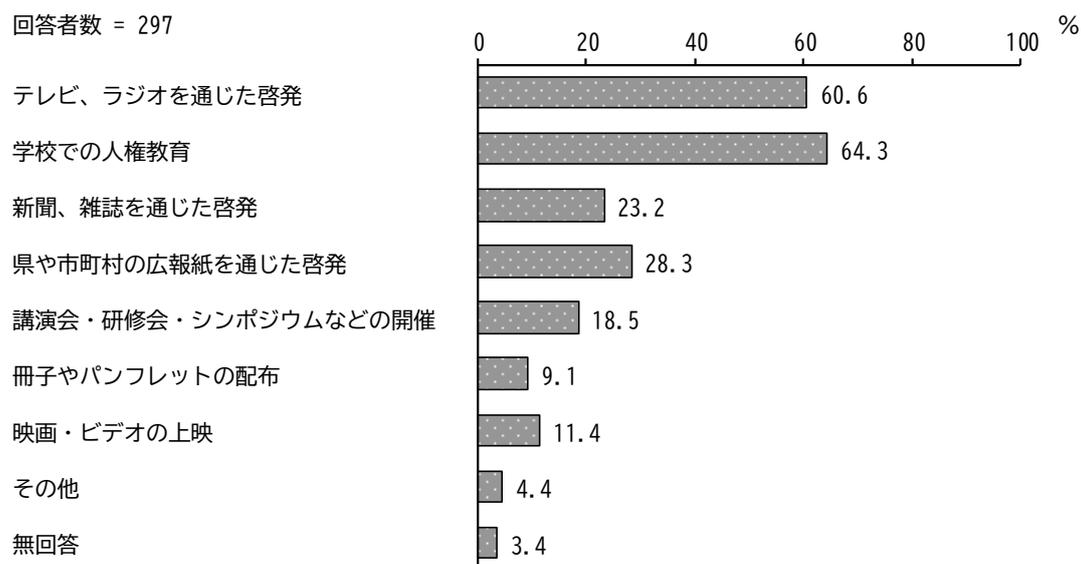
町民に対する人権問題についての意識調査（以下、「町民意識調査」とする）によると、人権意識を高める方法として効果的だと思ふ啓発については、「学校での人権教育」が64.3%で最も高くなっています。また、人権意識を高めるために行えばよいと思ふ取り組みについては、「学校教育の中で育てる」が61.3%で最も高く、「慣習や社会の仕組みを改善する」（43.8%）となっています。このことから、社会の仕組みを変えることよりも学校教育に期待が持たれていることがうかがえます。

家庭は、人権に関する基本的な学びの場であり、特に子どもにとっては、人権意識を育む上での土台となります。親の価値観が子どもに与える影響は大きいことから、家庭での、人権意識向上への働きかけも重要となります。

また、学校では体罰やいじめなど、権利の主体である子どもに対する重大な人権侵害が課題となっています。学校教育の担い手である教職員に対して人権研修を行うなど、人権尊重の理念を深く理解した教育者の育成を図る取り組みも必要です。さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない、させない意識を高める指導の充実が必要です。

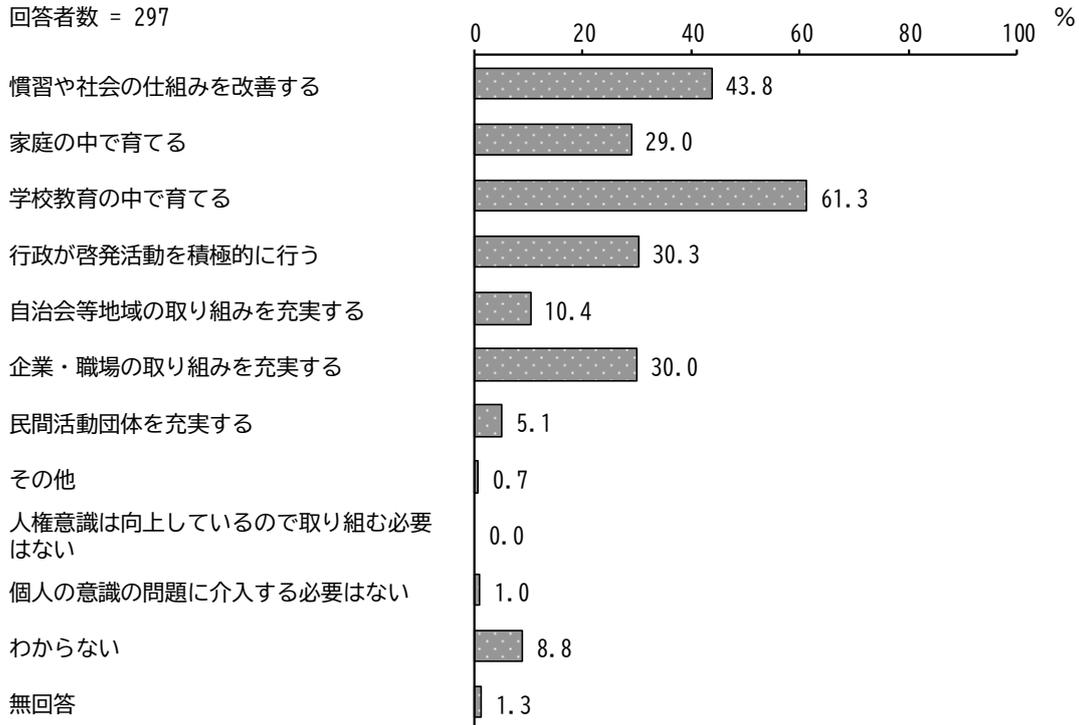
また、学校・地域と連携した取組「コミュニティースクール」も注目されています。学校の運営に地域の人々を巻き込みながら、子どもの育ちを地域で応援していく教育が求められています。

#### 人権意識を高める方法として効果的のもの



## 理解を深め、人権意識を高めるために必要な取り組み

回答者数 = 297



### <施策の方向>

#### ○ 学校における人権教育の充実

人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育を通じて人権教育の充実を図ります。また、小中学校における「ひびきあいの日」などの運動を継続し、人権に対する児童や生徒の意識を継続的に高めていくことに努めます。また、「ぎふ いのちの教育」に関わる取り組みを実践します。

#### ○ 教職員研修の充実

教職員の人権意識の向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持った人材の育成を進めます。

#### ○ 家庭への働きかけ

子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむため、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習機会の充実等に努めます。

## ○ 家庭・学校・地域の連携の充実

家庭と小・中学校及び地域の連携を図り、総合的な人権教育が実施できる体制をつくります。その1つとしてコミュニティスクールでは、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組みます。

## イ 社会教育

### <現状と課題>

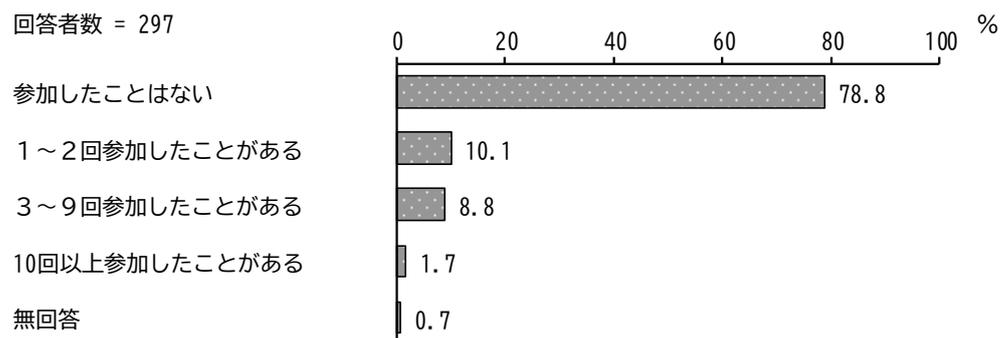
社会教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおいて、人権に関する学びをあらゆる機会を通じて充実していく必要があります。また、企業等の事業所においては、その事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりを持っており、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

「町民意識調査」によると人権問題に関する講演・研修への参加経験については、「参加したことはない」が78.8%となっています。また、住民相互の人権尊重のために一人ひとりが心がけるべきと思うことは、「他人に対する思いやりや、やさしさを育むこと」が79.8%で最も高く、次いで「人権に関する正しい知識を身につけること」(58.6%)、「様々な価値観や個性を尊重すること」(56.2%)が高くなっています。

本町では、地域の公民館活動などの地域活動が活発に行われており、多世代交流の場になっています。地域のつながりや交流を深め、人と人とがお互いを理解する機会を身近な生活の場で実践することは人権意識の向上につながることから、地域活動やボランティア活動を促進するとともに、多様な人が集う場を提供します。

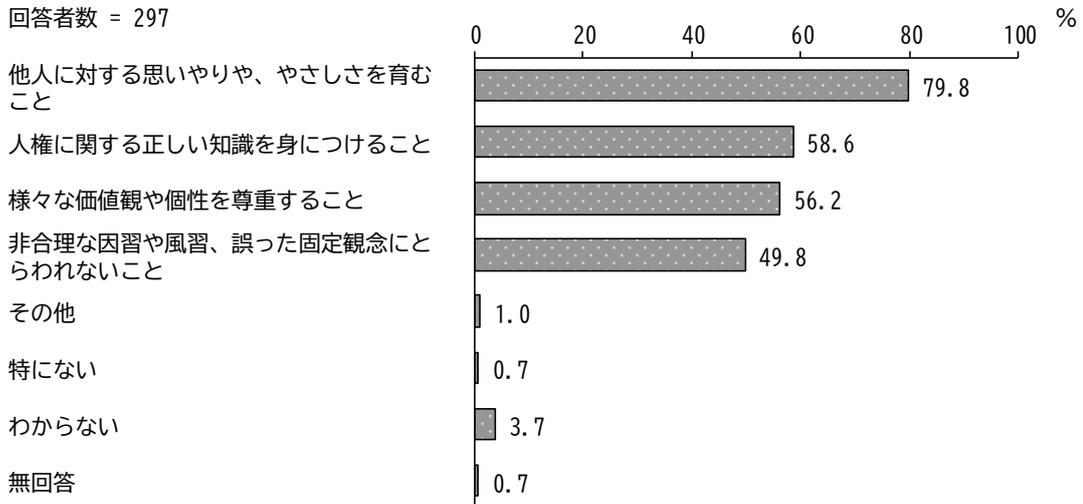
さらに、職場においては、人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備し、企業内人権教育の充実のための支援が必要です。

人権問題に関する講演・研修への参加経験



## 人権が尊重されるために大切にすべきこと

回答者数 = 297



### <施策の方向>

#### ○ 人権学習機会の充実

人権講演会などを開催し、住民の人権学習機会の充実を図ります。

#### ○ 地域福祉活動の推進

地域の人々がさまざまな生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決していく活動を支援します。

#### ○ 多様な人々が交流する場の提供

年齢や性別を問わず多様な人々が交流する場として、公民館やサロンなど、多様な場を提供します。

#### ○ 企業内人権教育の充実への支援

啓発用ビデオ等の人権学習教材の確保と提供を推進するなど、企業における人権教育の充実を支援します。

## (2) 人権啓発

---

### <現状と課題>

人権に関する諸問題の多くは、人々が他人に対して抱く意識や感情から生じています。住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにすることが必要です。

国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年)の施行に伴い職場におけるパワーハラスメントの防止措置を義務化し、改正法の周知を図るとともに、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、事業主への周知を行っています。

「町民意識調査」によると、自分の人権が侵害されたと思ったことがある人が29.0%となっていますが、人権を侵害された場合の対応については、「黙って我慢する」人が18.9%となっています。

人権意識を高める方法として効果的だと思う啓発については、「テレビ、ラジオを通じた啓発」(60.6%)、「県や市町村の広報紙を通じた啓発」(28.3%)、「新聞、雑誌を通じた啓発」(23.2%)、「講演会・研修会・シンポジウムなどの開催」(18.5%)が高くなっています。

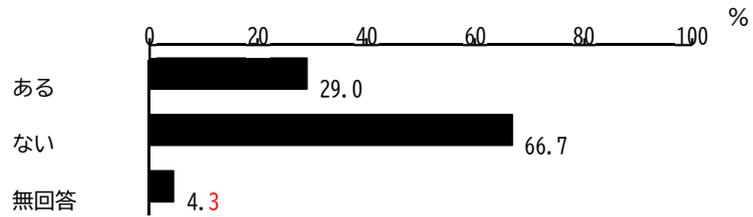
人権問題の関心の高い、子ども、高齢者、障がい者の人権問題に限らず、同和問題や東日本大震災に起因する人権問題などあらゆる人権問題に関する情報を、幅広く提供していくことが重要です。特に、若い世代やひとり暮らしの人の関心が持てる方法を検討することが必要です。

住民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中で、自覚し、定着するように、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などにより、人権感覚を育める人権啓発を効果的に行っていくことが必要です。

また、企業等の事業所においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等のさまざまなハラスメントへの対応等、働く人の立場に立った働き方改革を進めることが重要です。

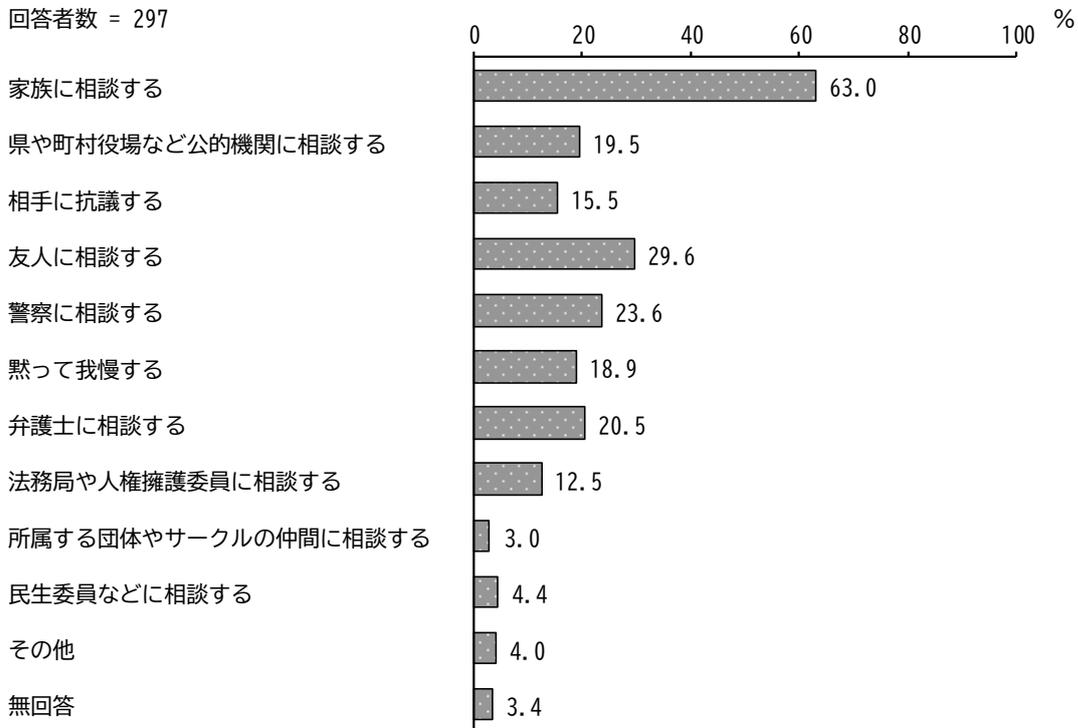
## 自分の人権が侵害された経験の有無

回答者数 = 297



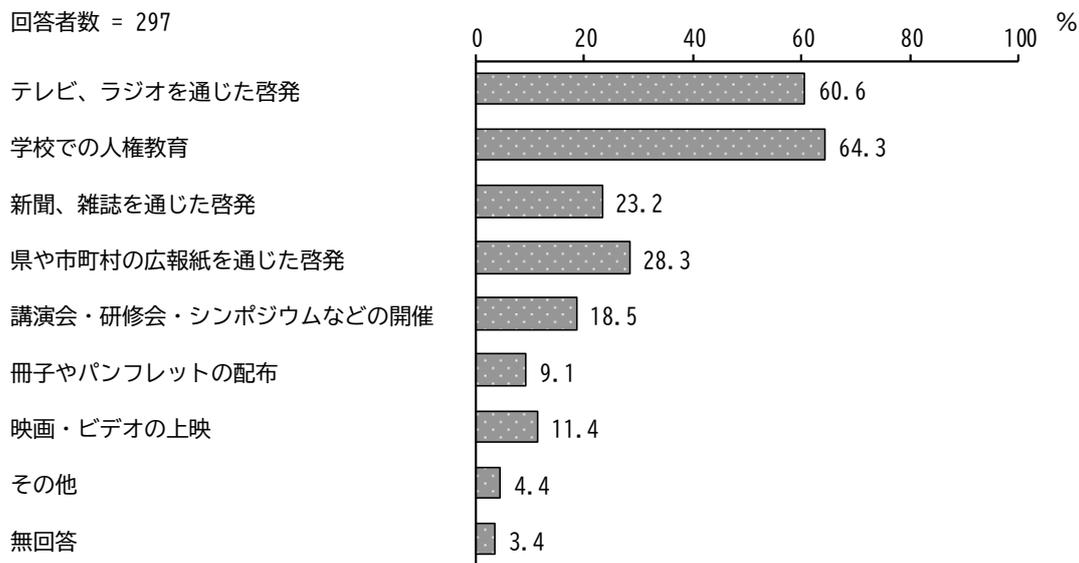
## 人権を侵害された場合の対応

回答者数 = 297



## 人権意識を高める方法として効果的のもの（再掲）

回答者数 = 297



### <施策の方向>

#### ○ 人権週間における啓発活動の充実

人権週間（12月4日～12月10日）における啓発活動を充実し、人権問題に対する住民の関心を高め、また、人権意識の継続を図ります。

#### ○ 人権問題に関する講演会の充実

人権問題に対する認識を深めるための各種講演会を開催し、講演の他に人権啓発冊子や啓発物品の配布等を実施します。

#### ○ 人権擁護に関する作品の募集と発表

町内の小中学校の児童生徒に対し、人権擁護に関する作文、書道、ポスター等の作品コンテストを開催し、優秀作品の発表などにより、人権問題に対する住民全体の関心を高めます。

#### ○ 街頭啓発活動の実施

「社会を明るくする運動」の街頭啓発活動に合わせて人権啓発物を配布するなど、住民の目に触れる様々な機会を利用した啓発活動に努めます。

○ 人権相談の充実

中央公民館における人権相談を年7回行うなど、人権に関する相談体制を充実・強化します。

○ 企業等事業所における人権教育及び人権啓発の充実

人権問題に対する意識向上や各種ハラスメントの防止に向けて、企業等事業所の自主的な人権教育及び人権啓発のため、講師の派遣や教材の提供などの支援の充実に努めます。

○ 雇用・昇進の機会均等の推進

企業等事業所において雇用・昇進の機会均等を推進します。

○ 町の職場における人権教育及び人権啓発の充実

本町のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務が遂行できるよう、研修の充実を図ります。

## 2 様々な人権課題に対する取り組み

### (1) 女性

#### <現状と課題>

国においては、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年)が施行された後、男女共同参画社会の形成の促進や、女性のさまざまな場での活躍を推進するための取り組みを進めています。加えて、男女間の暴力に関しては、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)(平成 25 年)及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)(平成 25 年)が改正されています。さらに、令和 2 年には新しい令和の時代を切り拓き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指し、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

しかし、令和 3 年には、世界経済フォーラムが発表した経済・教育、政治及び健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」では、156 か国中 120 位になっているなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題は多く残されています。

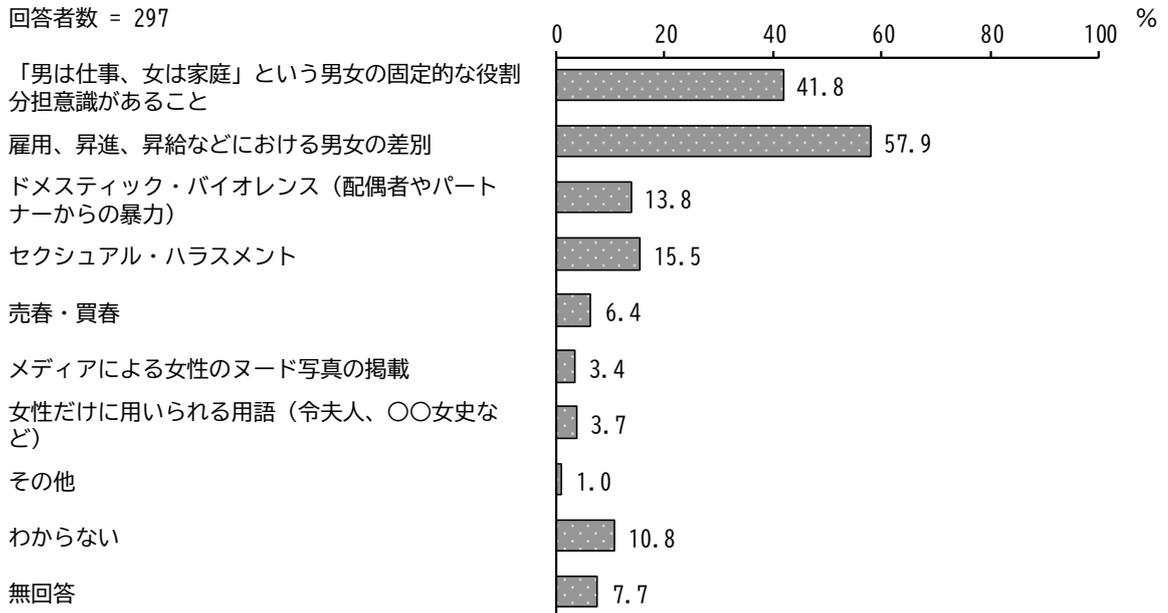
また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV(配偶者暴力)相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加の深刻化、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があるとして内閣府男女共同参画局の調査で指摘されています。

「町民意識調査」によると、女性の人権が尊重されていないと思われる事項については、「雇用、昇進、昇給などにおける男女の差別」と答えた人が 57.9%で最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること(41.8%)、「セクシュアル・ハラスメント」(15.5%)が高くなっています。

今後も、性別役割分担意識の改善に向けて、あらゆる層へ啓発するとともに、暴力を許さない社会づくりの推進、女性がさまざまな分野で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められます。

## 女性の人権が尊重されていないと思われる事項

回答者数 = 297



### <施策の方向>

#### ○ 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

また、さらなる性別役割分担意識の改善に向けて、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

#### ○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と社会環境の整備

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を根絶するために、暴力を許さない環境づくりや住民の認識を高める意識啓発を推進します。また、DVの被害者を対象とする相談窓口の周知や被害者女性の保護や自立支援対策を県と連携し推進します。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及を図り、各種検診、予防対策の強化、メンタル面の相談充実などに努めます。

○ あらゆる分野における男女共同参画の促進

雇用、地域社会、家庭、学校など、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進等、男性の働き方の見直しも含めた就労環境の改善を図り、女性が活躍しやすい環境づくりに努めます。

○ 男女平等を基本とする教育・学習の充実

学校や社会教育の場において、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

また、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、キャリア教育の充実や、職業体験やインターンシップの活動の提供に努めます。

○ さまざまな困難を抱える女性への支援

さまざまな困難を抱えた女性が安心して暮らせる相談支援体制の構築に取り組みます。

## (2) 子ども

---

### <現状と課題>

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン等の普及により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめや児童虐待、不登校や引きこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

国においては、平成27年に「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。そして、令和5年4月には、子どもの権利を保障するための「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置が予定されるなど、子どもの権利を守る法制度の整備が進められています。

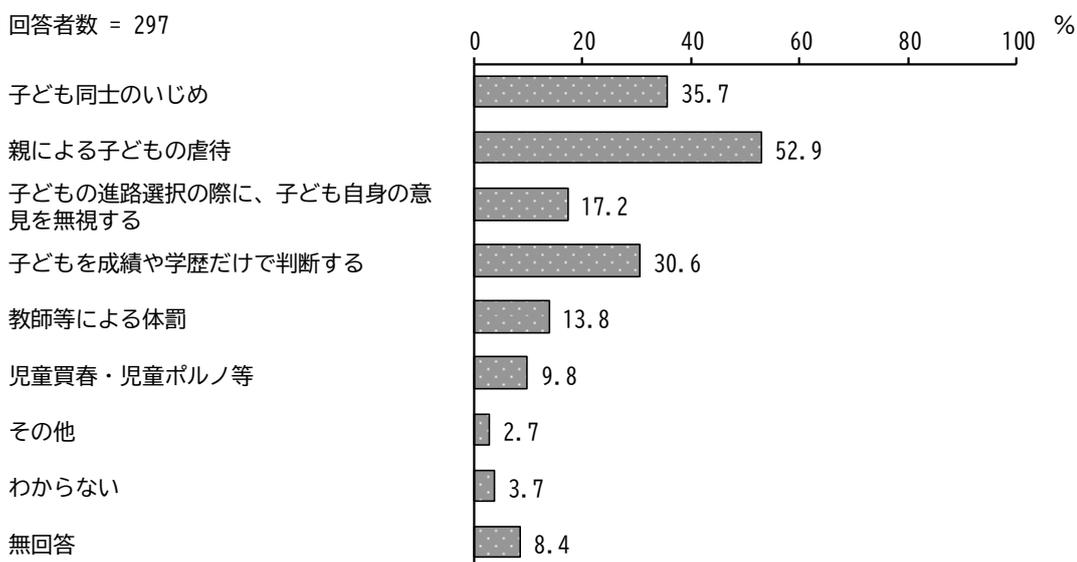
「町民意識調査」によると、子どもの人権が尊重されていないと思われる事項については、「親による子どもの虐待」と答えた人が52.9%で最も高く、次いで「子ども同士のいじめ」(35.7%)、「子どもを成績や学歴だけで判断する」(30.6%)が高くなっています。また、人権擁護に関する取り組みの認知度については、子どもの人権110番(55.2%)となっています。

核家族化、地域のつながりの希薄化による子育てする親の孤立など、子育て環境の変化に対応し、令和2年に「第2期池田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子ども・子育てを支援するまちづくりを推進しています。また、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、子どもの権利についての啓発や虐待を早期に発見し、相談できる場を設けています。

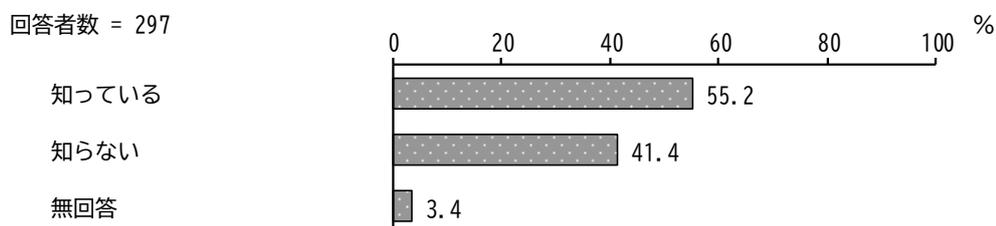
今後も、地域で子ども・子育てを支援し、家庭・学校・地域の連携強化に努めるとともに、子どもや保護者への相談・支援体制の充実が必要です。

また、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。また、子どもの貧困やヤングケアラー等、困難な状況にいる子ども一人ひとりの状況に応じた、寄り添った支援を行うことも必要です。

## 子どもの人権が尊重されていないと思われる事項



## 子どもの人権 110 番（岐阜地方法務局）の認知度



### <施策の方向>

#### ○ 子どもの権利についての啓発

子どもが単に保護・指導の対象であるだけでなく、児童の権利に関する条約、宣言等の趣旨の周知徹底等、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現をめざして、人権意識の高揚・啓発を推進します。

#### ○ 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期です。人権を大切に育てる心を育てるという観点から、保育所、幼稚園においては、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

### ○ 児童虐待の防止と早期対応

住民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図ります。また、児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、子ども相談センター、学校、警察等の関係機関の連携を充実するなど、早期に発見・対応できる体制の強化に努めます。

### ○ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー等の子どもに対する理解の醸成や必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

### ○ 子どもの人権意識の育成

子ども自身が人権を大切にすることを育てるため、学校教育においては、確かな学力の定着を図るとともに、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動、異世代交流等を積極的に推進します。

### ○ 学校等におけるいじめ、体罰など暴力行為防止に向けた対応の強化

いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、県や学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、事態が発生した場合における調査、再発防止に取り組みます。

### (3) 高齢者

---

#### <現状と課題>

我が国の高齢化は急速に進行し、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本町においても令和4年3月末で高齢化率が29.2%となっており、今後も少子高齢化が急速に進展すると予測されています。

国は、団塊ジュニア世代と呼ばれる昭和46年から49年に生まれた第2次ベビーブーム時代に生まれた人々が全員65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務」としており、本町においても地域包括ケアシステムが目指す『高齢者が尊厳を保持し、かつ個人の能力に応じた自立した日常生活を維持・継続できる社会の実現』に向けて取り組みを進めていく必要があります。

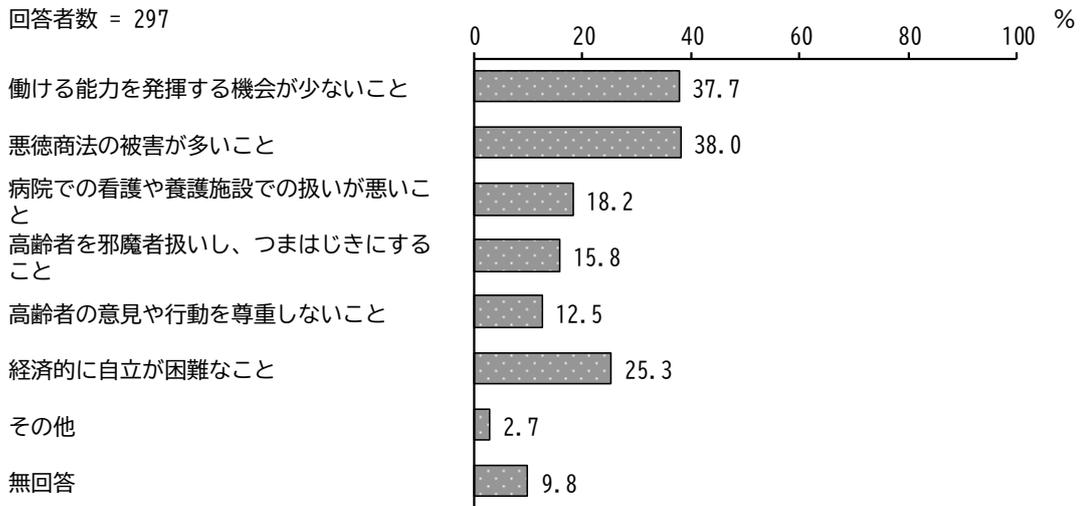
また、高齢者数の増加にともない、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加しており、高齢者の自立を支える地域全体での支援体制の構築や、高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。さらに、高齢者虐待等の高齢者の人権を侵害する問題においては、早期発見、早期対応の推進や地域と連携した高齢者を見守る体制を構築することが必要です。

「町民意識調査」によると、高齢者の人権が尊重されていないと思われる事項については、「悪徳商法の被害が多いこと」と答えた人が38.0%で最も高く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」(37.7%)、「経済的に自立が困難なこと」(25.3%)が高くなっています。

高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすためには、地域で活躍できる場を確保するとともに、適切な情報提供を実施することが必要となります。

また、高齢者や障がい者の尊厳を守るため、令和3年10月に中核機関(成年後見支援センター)を保険年金課と健康福祉課に設立し、相談窓口を開設しています。相談の内容は、揖斐郡、安八郡の6町合同で開催する、弁護士や司法書士、社会福祉士などの後見受任専門団体の意見を踏まえながら、高齢者や障がい者に寄り添った支援が必要です。

## 高齢者の人権が尊重されていないと思われる事項



### <施策の方向>

#### ○ 高齢者の就労機会の拡大

高齢者の就労を支援するため、シルバー人材センター等の活動を支援することにより、高齢者の雇用・就労機会の拡大に努めます。

#### ○ 高齢者の社会参加機会の拡充

高齢者が、自身の持つ豊富な経験と知識を生かして社会参加できるよう、ボランティア活動等への参加機会の拡充を図ります。

#### ○ 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分である高齢者に対して権利擁護を図るとともに、事業者や家族との連携の充実や地域住民による高齢者の見守り体制を構築し、介護の際の虐待等の発見・防止に努めます。判断能力が低下している人に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を図り、権利擁護を推進します。

#### ○ 高齢者の人権についての啓発

高齢者の人権が尊重され、高齢者が地域でいきいきと暮らしていける社会の実現をめざして、人権意識の高揚・啓発活動を推進します。また、警察、消費生活センターと連携を取りながら、悪徳商法、振り込め詐欺などに対する注意喚起や啓発を行います。

### ○ 生活支援・介護サービスの充実

支援が必要な高齢者の急増をふまえ、地域のつながり、支え合い、助け合いづくりをはじめとした生活支援体制の整備や介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう、利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる基盤を計画的に推進します。

### ○ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制「地域包括ケアシステム」の実現に向けた施策を推進します。

### ○ 成年後見制度の利用促進

必要な人が成年後見制度を利用できるようにパンフレット作成、町ホームページや広報誌を活用した広報、啓発を推進します。また、関係者・関係機関からの相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整など、地域の専門職団体と連携し、相談機能の強化を推進します。

## (4) 障がい者

---

### <現状と課題>

国は、平成 26 年に「障害者権利条約」を締結し、同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されました。同法では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと（合理的配慮）が求められています。

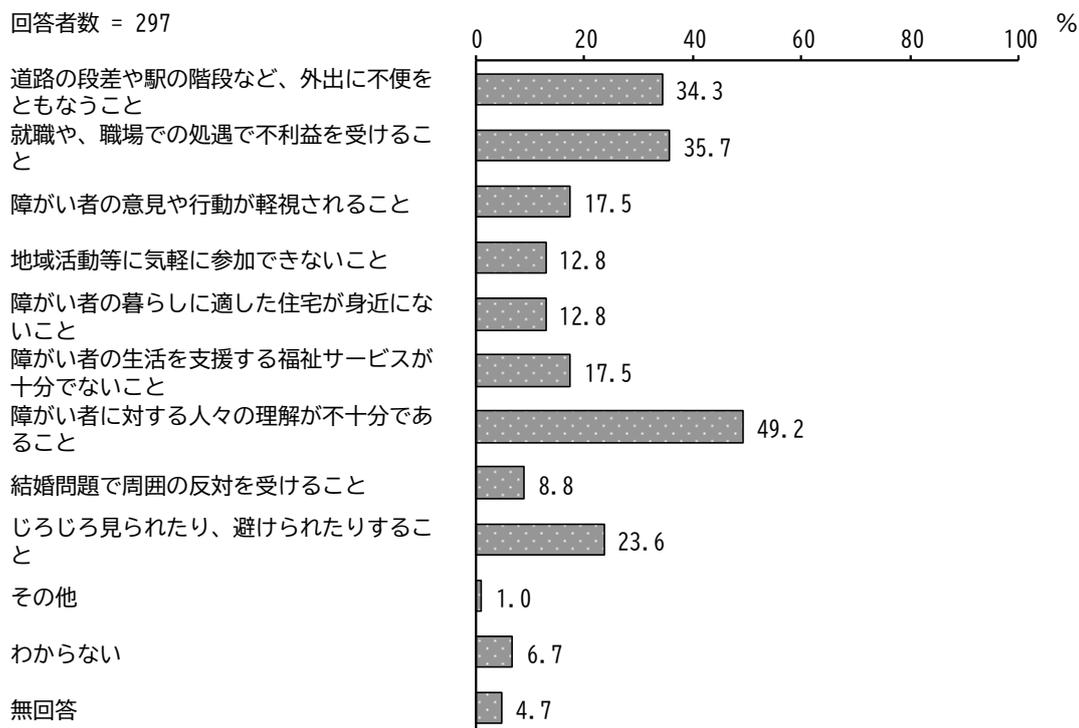
また、障がい者雇用においても障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」等、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成 24 年）により、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。

令和 3 年には「障害者差別解消法」が改正され、これまでは、「合理的配慮」の法的義務は国や自治体のみに対するもので、企業においては努力義務でしたが、今後は企業においても「合理的配慮」を法的義務として提供することが求められるようになりました。

「町民意識調査」によると、障がいのある人の人権が尊重されていないと思われる事項については、「障がい者に対する人々の理解が不十分であること」と答えた人が 49.2%で最も高く、次いで「就職や、職場での処遇で不利益を受けること」（35.7%）、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」（34.3%）が高くなっています。

障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、障がいのある人への理解の促進、偏見や差別意識の解消及び合理的配慮の徹底が必要となります。また、生活の場として、就労支援の充実や福祉サービスの充実等、障がいのある人が地域で暮らせる体制づくりや、切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

## 障害のある人の人権が尊重されていないと思われる事項



### <施策の方向>

#### ○ 障がいに対する差別の解消と合理的配慮の推進

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、さまざまな場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発、相談支援体制の充実を図ります。また、ノーマライゼーション理念の定着に向けた広報・啓発活動を充実するとともに、学校等における福祉教育や各種交流事業の充実等により、障がいや障がい者に対する理解を促進します。

#### ○ 障がい者の就労機会の拡大

就労を希望する障がい者が、その適性や能力に応じて働くことができるよう、企業や関係機関の協力を得ながら、雇用・就労機会の拡大を図るとともに、就労が定着できるよう支援を行います。

○ 障がい者の権利擁護

日常生活において自立が出来ない障がい者等に対して権利擁護を図るとともに、事業者や家族との連携を充実し、介護の際の虐待等の発見・防止に努めます。また、判断能力が低下している人に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を図り、権利擁護を推進します。

○ 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できるよう努めます。

○ 福祉サービスの充実

障がいのある人が、自分の住む地域において、地域で安心して生活が送れるよう、各種サービスの充実に努めます。

## (5) 同和問題

---

### <現状と課題>

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別されるというわが国固有の、重大な人権問題です。

国においては、同和対策の早期解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年）が制定され、その後も33年間、生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。また、岐阜県においては、「同和対策事業長期基本計画」（昭和45年）が策定され、より積極的な同和問題解決に向けた取り組みが実施され、生活環境の整備が進みましたが、偏見や差別的表現による心理的差別は、いまだに根強く存在している現状です。また、近年、インターネットなどによる差別助長的な情報の書き込みといった問題も発生しています。

平成28年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

令和2年には、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」の調査結果がまとめられたことから、調査結果に加え部落差別解消推進法及び附帯決議を踏まえ、部落差別については的確に対応していく必要があります。

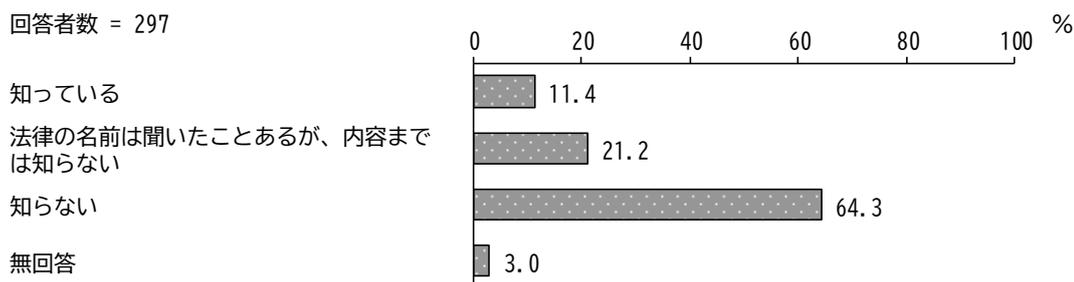
「町民意識調査」によると、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の認知度は「知らない」と答えた人が64.3%で最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」と答えた人が21.2%、「知っている」と答えた人が11.4%となっています。

同和問題に関して人権が尊重されていないと思われる事項については、「結婚で周囲が反対すること」と答えた人が39.1%で最も高く、次いで「差別的な言動をすること」（30.3%）、「わからない」（24.2%）が高くなっています。

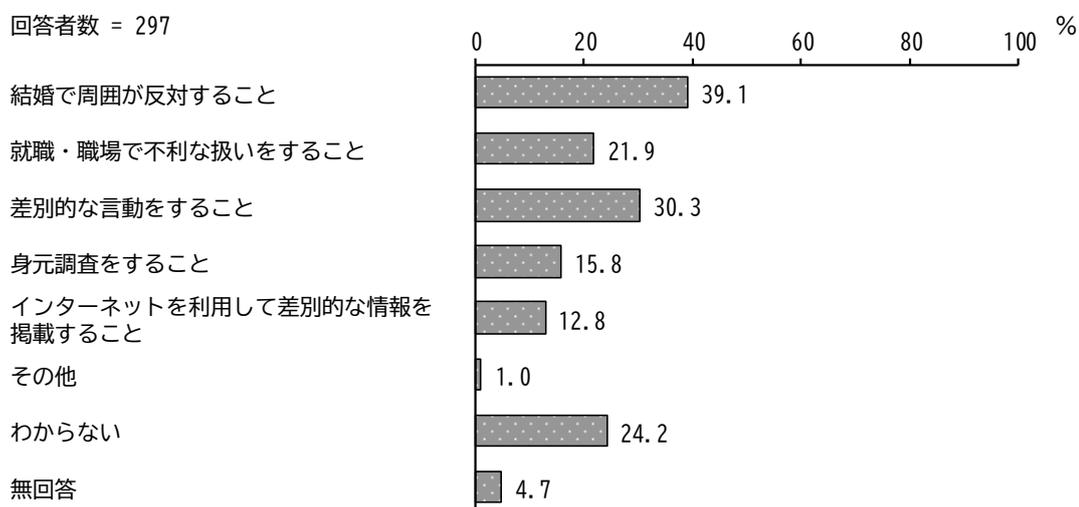
同和地区や同和地区の人に対する差別意識については、「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」と答えた人が45.1%で最も高く、次いで「わからない」（33.0%）が高くなっています。

住民の同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすため、教育及び啓発を推進するとともに、住民の一人ひとりが同和問題について正しい知識を学び、理解し、偏見にとらわれない、差別のない社会をめざしていく必要があります。

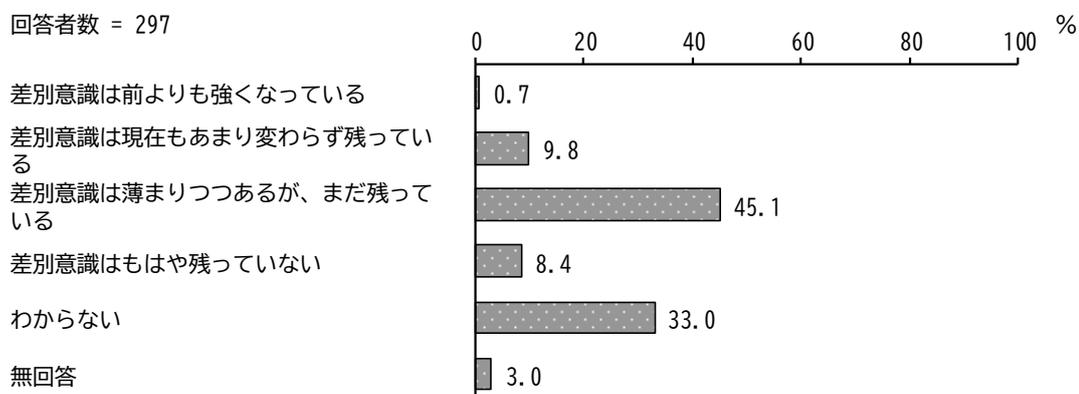
## 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の認知度



## 同和問題に関して、人権が尊重されていないと思われる事項



## 同和地区や同和地区の人に対する差別意識



## <施策の方向>

### ○ 同和問題についての啓発

同和問題についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するため、同和問題の早期解決をめざして、広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催等、効果的な啓発活動に努めます。また、企業や公共性の高い組織などを対象に、人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

### ○ 人権教育の充実

学校教育や社会教育を通じて、同和問題に関する住民の正しい認識を育むとともに、企業内人権同和教育についても支援します。

### ○ えせ同和行為の根絶

官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」について、関係行政機関などとの緊密な連携の強化による排除と、同和問題に対する正しい認識と理解を深めることによる被害の未然の防止に努めます。また、えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発を行います。

### ○ 人権侵害事案への対応

同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上における差別・中傷・落書きなど、悪質な事案が発生しており、このような人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう相談機関を設け、国・県並びに関係機関・団体等との連携・協力を図り、問題の解決につなげます。

## (6) 外国人

### <現状と課題>

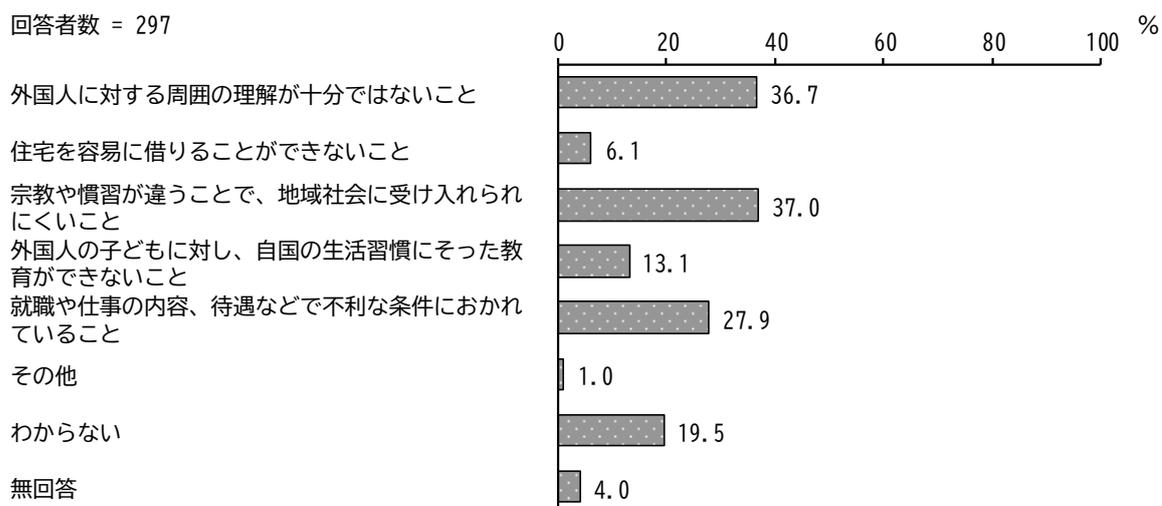
さまざまな分野でグローバル化がすすんでいる一方、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を拒否する狭い心理による差別があります。そのような中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年）が施行されました。また、平成30年には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けて取り組むとともに、外国人との共生社会実現に向けた環境整備が進められています。

「町民意識調査」によると、外国人の人権問題の中で特に問題があると思われる事項については、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」と答えた人が37.0%で最も高く、次いで「外国人に対する周囲の理解が十分ではないこと」（36.7%）が高くなっています。

本町には令和5年2月現在、322人の外国人が居住しています。外国人住民の増加が予測され、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、情報提供、交流、学習等を通じて尊重し合える意識を育むことが重要となります。また、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生社会の推進や、ダイバーシティの推進等、多様性を地域の活力に生かしていくことが求められます。

外国人の人権問題の中で、特に問題があると思われる事項

回答者数 = 297



<施策の方向>

○ 外国人の人権についての啓発

国籍・民族の違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及と高揚とを図るための啓発活動を充実します。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが、街頭やインターネット上で行われるようになっており、改善できるよう取り組みます。

○ 人権教育の充実

学校教育や社会教育を通じて、様々な国の人々と共に生きる多文化共生社会の実現に向け、社会の形成者としての資質や能力の育成に努めます。

○ 外国人と住民が相互に理解するための取り組みの充実

外国人と住民が、お互いの価値観や生活習慣の違いなどを知り、理解した上で共に生活していくことができるよう、様々な形で情報提供を行うとともに、交流や学習機会を充実する等の取り組みを強化します。

## (7) 感染症患者等

---

### <現状と課題>

令和元年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症についても、感染者への不当な取り扱いや誹謗中傷がみられたことに加え、差別的な言動による医療従事者らの離職等が医療機関の機能不全の原因となるおそれが懸念されたほか、感染者の存在やクラスター発生を公表した学校、事業所、保育所や介護施設等の関係者らへの差別的な言動の事例や、感染症の流行が拡大している地域の住民、そこからの帰省者や来訪者への差別的な言動の事例等が散見されました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題の中で特に問題があると思われる事項については、「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」と答えた人が31.6%で最も高く、次いで「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」(29.6%)、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS上に拡散されること」(22.6%)が高くなっています。

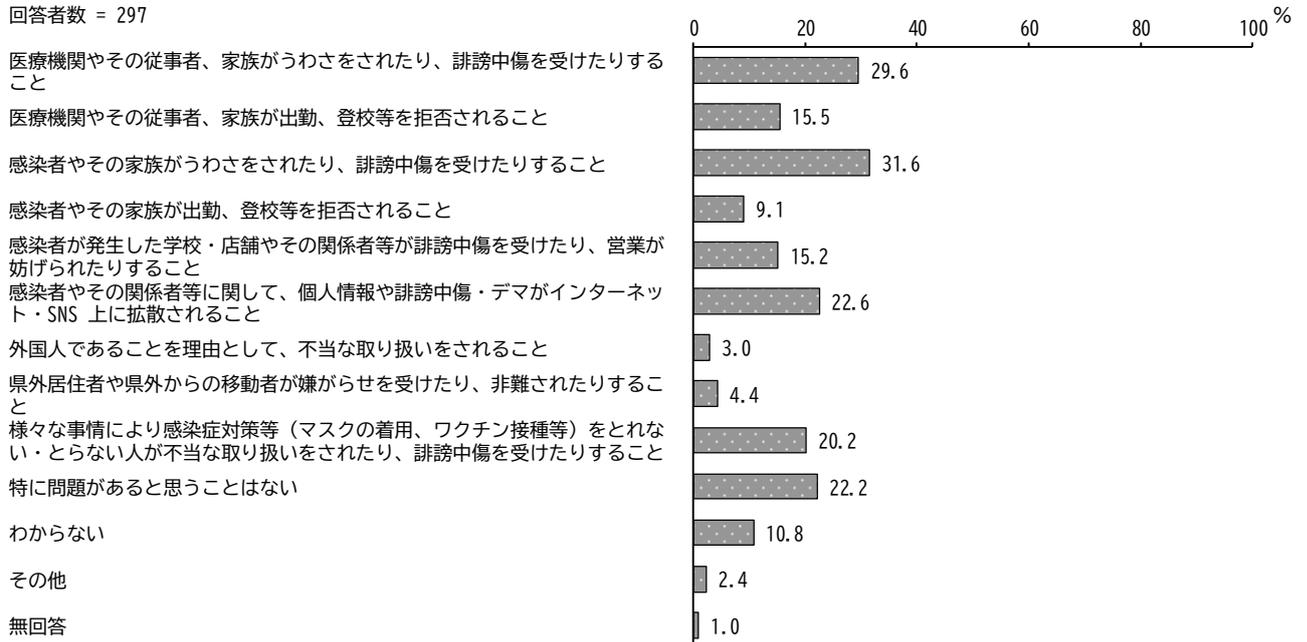
また、HIV感染者・ハンセン病(元)患者等に関する理解は進みつつありますが、未だ偏見や差別が解消されていない現状です。

患者や元患者、家族等に対して誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

また、患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健・医療等との連携強化が求められます。

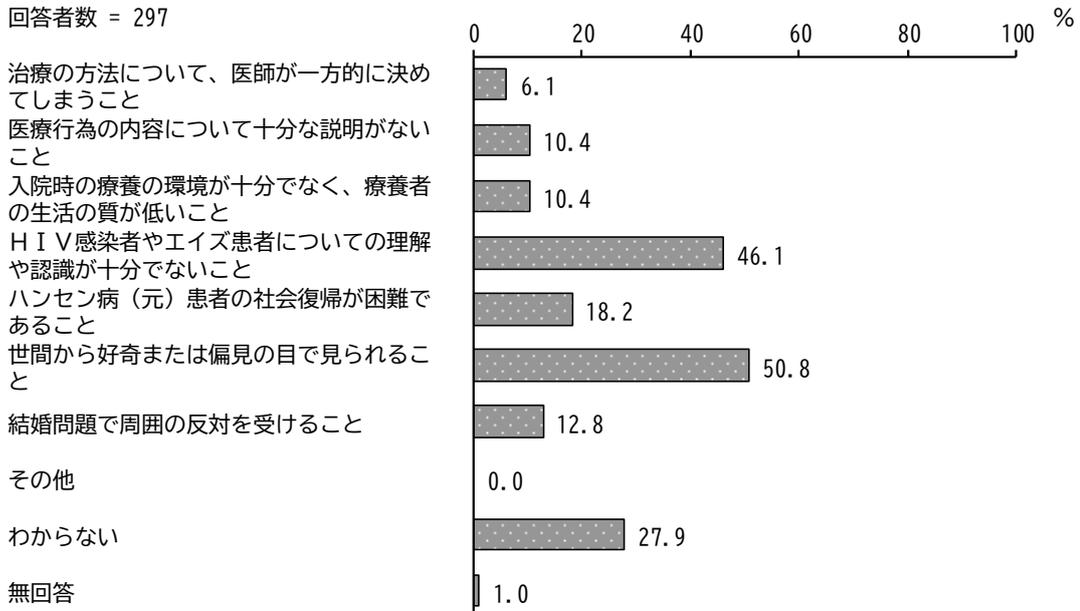
## 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題の中で特に問題があると思われる事項

回答者数 = 297



## H I V（エイズウイルス）感染者・ハンセン病（元）患者の人権が尊重されていないと思われる事項

回答者数 = 297



## <施策の方向>

### ○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染者、医療従事者やその家族、またそれらの人々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が発生しないよう啓発を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることを防ぐよう、正確な情報提供や周知啓発を行います。

### ○ 感染症患者等の人権啓発

感染症発生時又は疑い事例の発生時においては、患者や関係者等の人権に配慮された施策が行われるよう啓発に努めます。

### ○ HIV感染症・ハンセン病に関する啓発

HIV感染症やハンセン病に関する正しい知識の普及を図ることにより、偏見や差別をなくすとともに、HIV感染の予防の徹底を図ります。また、感染症及び患者等への理解を深める啓発活動を推進します。

### ○ 人権教育の充実

学校教育や社会教育の場においてHIV感染症・エイズ・ハンセン病等に対する正しい知識の普及を推進します。また、就労の場においても患者等が不当な扱いを受けないよう、企業等への啓発を進めます。

保健センター、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、研修に参加するよう働きかけます。

## (8) 刑を終えて出所した人

### <現状と課題>

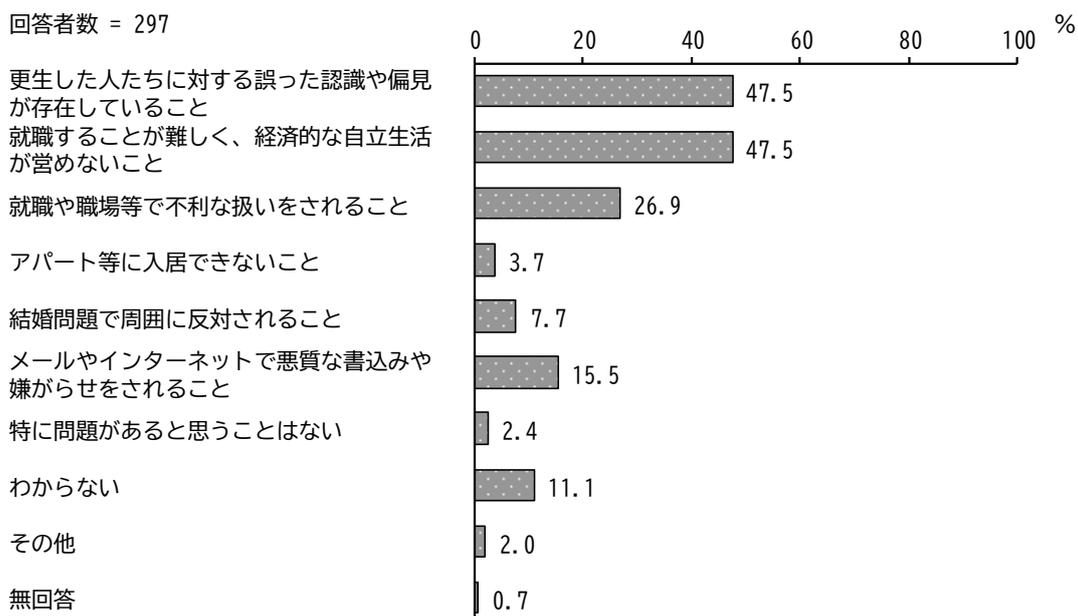
刑を終えて出所した人、保護観察中の人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、また、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など地域社会への受け入れに対する問題が起きています。

国においては、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年)が施行されたほか、「再犯防止推進計画」(平成 29 年閣議決定)を策定し、「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」などを重点課題として位置付け、再犯防止のための様々な施策を推進しています。

刑を終えて出所した人が真の更生を果たすためには、本人の強い更生意欲とともに、地域や周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

### 罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題

回答者数 = 297



<施策の方向>

○ 刑を終えて出所した人に関する啓発

偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、関係機関・団体との連携・協力を深め、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を推進します。

○ 人権教育の充実

学校教育や社会教育の場において、刑を終えて出所した人が更生し社会復帰を果たした例を伝えるなど、正しい理解のための啓発を進めます。

## (9) 犯罪被害者

### <現状と課題>

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の方は、家族を失い、傷害を負わされるといった被害に加えて、重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目や誤解にもとづく誹謗・中傷、報道等による二次的被害など重大な人権侵害を受けています。

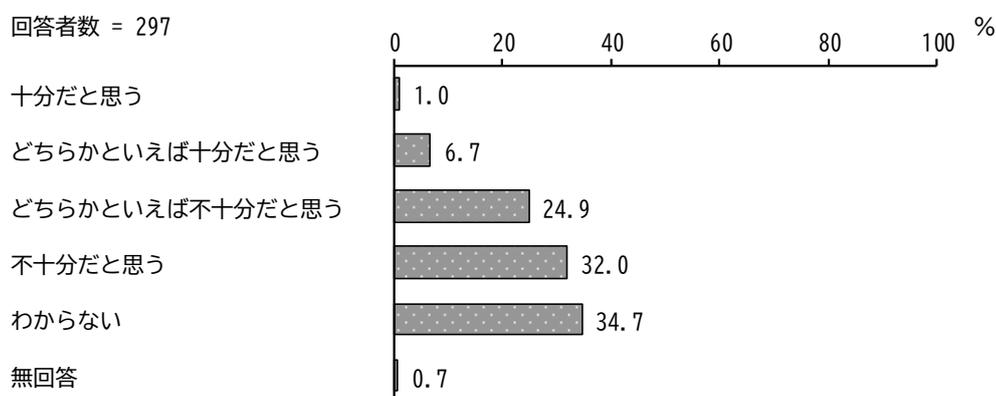
このような状況において、「犯罪被害者等基本法」(平成17年)が施行され、犯罪被害者やその家族の視点に立った施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

また、同法に基づく「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年閣議決定)においては、4つの基本方針(①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること)の下、5つの重点課題(①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組)について279の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同基本計画に基づく施策が進められています。

「町民意識調査」によると、犯罪被害者及びその家族への適切な支援の保障については、「わからない」と答えた人が34.7%と高く、『不十分だと思う』(「不十分だと思う」と「どちらかといえば不十分だと思う」の合計)人は56.9%となっています。一方、『十分だと思う』(「十分だと思う」と「どちらかといえば十分だと思う」の合計)人は7.7%となっています。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害される事案はさまざまであり、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発・教育を行うことが重要です。

犯罪被害者及びその家族が、適切な支援を受けることが保障されていると思うか



<施策の方向>

○ 犯罪被害者等に関する啓発

犯罪被害者に関する行き過ぎた報道や取材を自粛するようマスメディアに促すなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発を推進します。

○ 人権教育の充実

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域の人々の理解と配慮、協力が促進されるよう学校教育や社会教育の場において、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害の可能性を教えるなど、正しい理解のための啓発を進めます。

## (10) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

### <現状と課題>

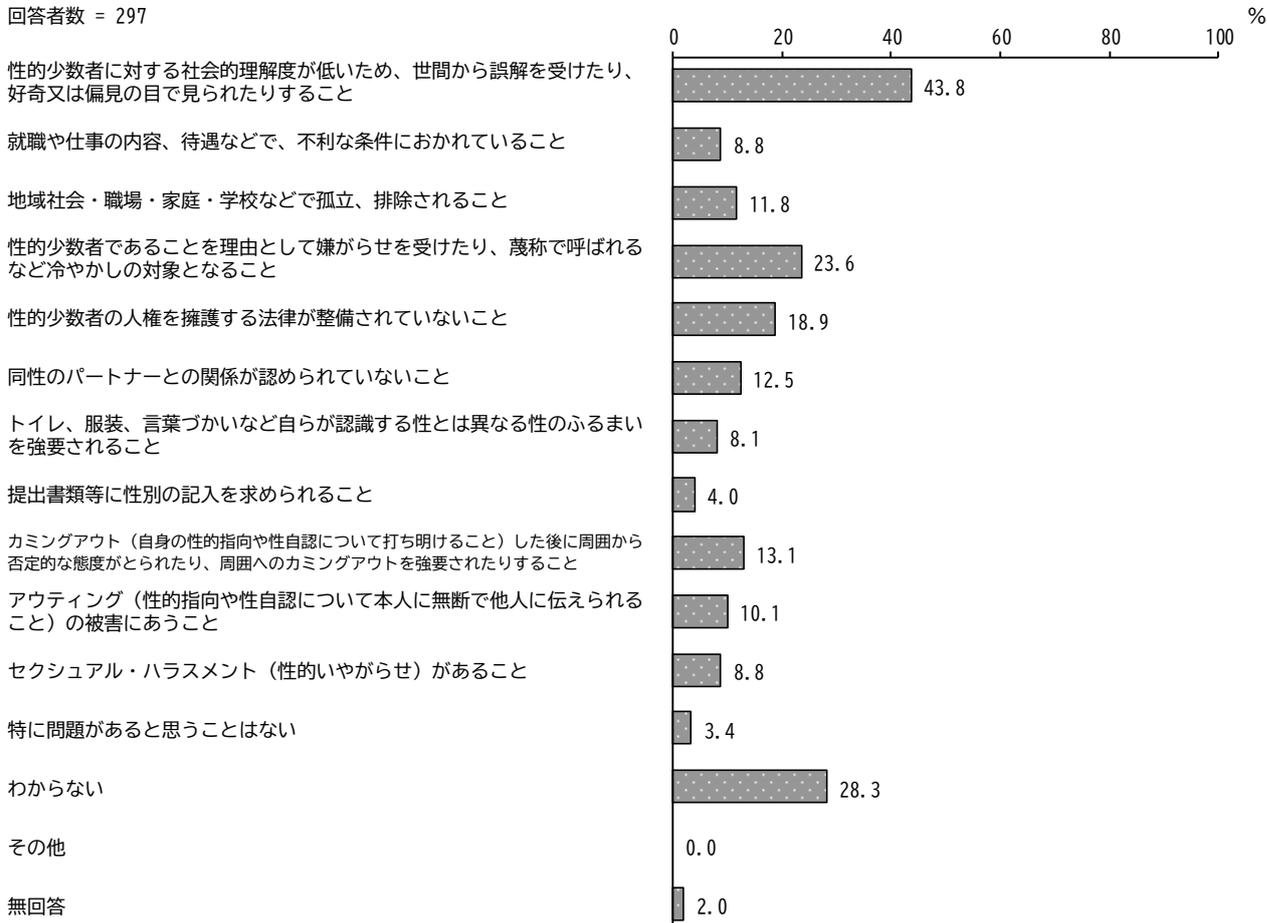
渋谷区、世田谷区をはじめとした一部の地方自治体では、「パートナーシップ宣誓制度」の導入が進められており、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣言された事実を証明できるようになってきています。

同性愛等の性的指向、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認を理由とする偏見・差別を受けている人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題に苦しんでいます。また、性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

このため、性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、性的マイノリティの方が暮らしやすい社会の実現につなげていくことが必要です。

### 性的少数者の人権問題で問題とおもうこと

回答者数 = 297



<施策の方向>

○ パートナーシップ宣誓制度の検討

性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度の実施を検討します。

○ 性的指向、性自認についての啓発促進

表明をされている当事者や民間団体等と連携し、住民に向けて、性的指向や性自認に対する正しい知識の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

○ 学習機会の充実

学校教育や社会教育等で性的指向、性自認についての学習の機会を充実します。

## (11) インターネットによる人権侵害

---

### <現状と課題>

パソコン、スマートフォンやタブレット端末の普及によりインターネット利用は広く定着しており、近年では電気通信事業者の多くが3G回線のサービスを終了することに伴い、特にスマートフォンについては高齢者も含めて利用が拡大されています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も年代を問わず、急増しています。

国においては、令和3年に発信者情報の開示の簡易・迅速化のため、プロバイダ責任制限法の改正を行い、新たな裁判手続を創設し、インターネットの適切な運用支援に努めています。

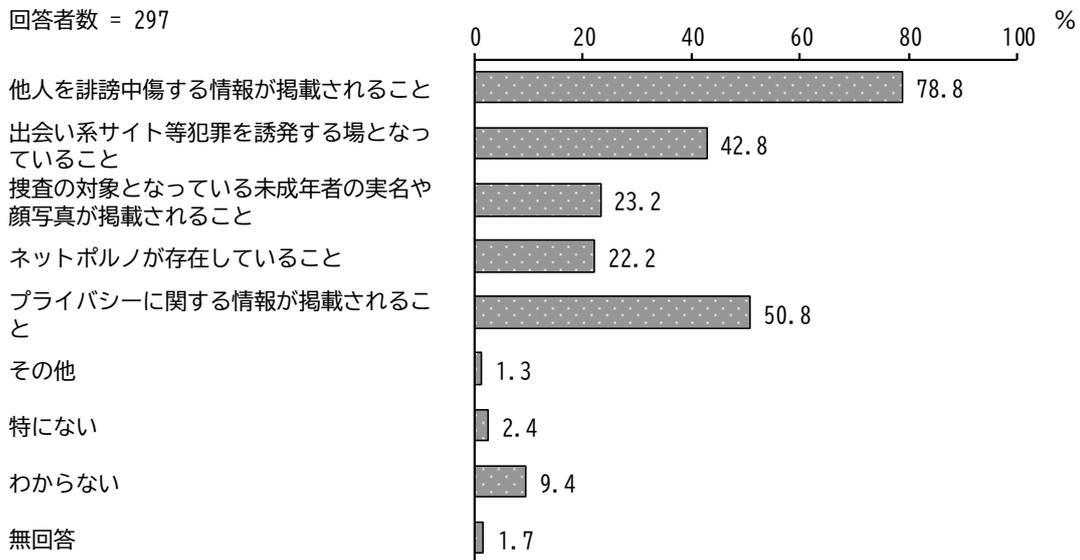
インターネットの普及により、生活の利便性は高まりましたが、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、人権侵害に関わるさまざまな問題も発生しています。また、インターネットやパソコン等の情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる格差（デジタルデバイド）の問題も指摘されており、住民が情報にアクセスする権利を守る上でも、情報技術を学ぶ機会を充実することが必要です。

「町民意識調査」によると、インターネットによって起きていると思う人権問題については、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人が78.8%で最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」（50.8%）、「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」（42.8%）が高くなっています。また、「わからない」は9.4%となっています。

インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、住民に対し、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動を行うことが重要です。

## インターネットによって起きていると思う人権問題

回答者数 = 297



### <施策の方向>

#### ○ 情報と人権侵害との関連についての啓発

インターネット利用者が情報について扱う際のモラルや責任について、正しく理解させるための啓発活動の充実を図り、様々な種類の情報の扱いによってどのような人権侵害が起こりうるかを正しく理解させることに努めます。

個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発します。

#### ○ 人権侵害への対応

差別的表現等の流布、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイト、コミュニティサイト等、人権侵害への対応について、関係機関と連携し、情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発するなど、適切な対応に取り組みます。

#### ○ デジタルデバイドへの対応

インターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差が生じないように、ICT機器の活用に向けた講座の開催等を検討し、デジタルデバイドの解消に努めます。

## (12) 災害に伴う人権問題

---

### <現状と課題>

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や平成 28 年に発生した熊本地震などの予測できない自然災害において、未曾有の被害がもたらされました。被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けたりと、大震災に起因する新たな人権問題が発生しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。また、災害時に、要支援者の人権をどう守っていくか考えておくことが重要になります。

### <施策の方向>

#### ○ 啓発の推進

国、県と連携を図り、住民に対して、地震等の災害に起因する人権問題について、正しい情報の提供を推進します。

#### ○ 災害時の避難体制、災害後の体制

高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）をあらかじめ確認し、災害発生の際に危険が生じたときに、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう、台帳の作成や地域の見守り体制の強化を行います。また、避難生活を余儀なくされた住民が安心して生活できる体制を構築します。

## (13) その他の人権問題

---

私たちが暮らす社会には、これまでにあげた分野別の人権問題の他にも、さまざまな人権問題が存在します。これらの人権問題について、私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、さまざまな人権問題について理解を深めるとともに、今後新たに生じてくる人権問題についても、人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みを推進します。

### ○ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治政府の「北海道開拓」の過程における同化政策によって、伝統的な生活や生産の手段を失ったため、生活状況は今なお厳しく、近年に至るまで、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語を話せる人も高齢化が進む中で極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このようなアイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定され、アイヌの人々が、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。この法律に基づき、アイヌに関する研究や、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別などの問題は依然として存在しています。今後も、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について理解を深めるための啓発活動が必要です。

### ○ 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

わが国では、平成16年4月5日、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月7日、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめ、また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、刑法等の一部が改正されています。

人身取引の実態に目を向けて、この問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。町としては、国や県の関係機関と連携し、啓発活動の推進に努めます。

## ○ ホームレス

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

また、野宿生活者と地域社会との間にあつれきが生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

国では、平成 14 年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用・生活・医療等の総合的支援を行い、平成 27 年 4 月には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度がスタートしています。

住民が正しい認識を持ち、理解を深める啓発活動が重要です。

## ○ 北朝鮮当局による拉致問題

平成 14 年 9 月 17 日、日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、日本人の拉致を認め、その後の折衝の結果、同年 10 月に 5 人の拉致被害者の帰国が実現しました。

平成 15 年 1 月には「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき 15 人が拉致被害者に認定されました。拉致被害者の帰国から 1 年 8 か月を経た平成 16 年 5 月、日朝首脳会談を経て、拉致被害者の家族 5 人が、同年 7 月には残る 1 家族 3 人が帰国しましたが、その他の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままです。

拉致問題に関する広報・啓発については、平成 18 年 6 月 23 日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に定められており、特に、同法は 12 月 10 日から 16 日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。平成 18 年度においては、拉致問題対策本部、法務省及び外務省が連携し、「拉致問題を考える国民の集い」を開催するとともに、関係省庁、地方公共団体においても、ポスターの掲示、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報等、同週間にふさわしい活動に取り組んでいます。

このような中で、拉致問題は重要な人権侵害であり、問題に対する正しい認識を持つことが重要です。

北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての住民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。



## 第 3 章

# 指針の推進

### 1 総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、多岐にわたっています。人権施策についての総合的かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動と人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。また、人権侵害事案が発生した場合においても、庁内の連携を緊密に行い、対応するとともに、相談機関の周知や相談に従事する者の資質向上など相談体制のより一層の充実に努めます。

### 2 住民、関係機関との連携の推進

人権施策を推進するためには、住民一人ひとりの理解、行動が基礎となります。このため、人権尊重の理念の普及啓発、さまざまな人々との交流を通じて、お互いを理解し尊重する、人権の尊重が文化として根づいていく社会づくりを進めます。

また、人権問題の専門家である人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、学識経験者等の関係者とも連携し進めていきます。

さらに、本町は、西濃地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の構成員として岐阜地方法務局大垣支局及び大垣人権擁護委員協議会や他の市町村との連携を取り合い、地域に密着した人権啓発活動を展開しています。このネットワークを中心に岐阜県や関係機関などとの連携も強化し、情報の共有化、事業の共同実施などにより、一層の効率的な人権啓発活動の推進に努めます。

---

### 3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

---

人権尊重のまちを推進するにあたり、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人については、高い人権意識を持ち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取り組みや人権教育・啓発の推進が必要となります。人権問題に対し、深い理解と実践力を持ち、地域において先導的役割を果たせるよう、医療関係者、学校教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、行政関係職員などに対する研修の充実を図ります。

---

### 4 指針の見直し

---

調査により把握される住民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。



## 1 用語解説

### あ行

#### アイヌの人々

主に北海道に居住している先住民族のこと。

#### アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (アイヌ新法)

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。(平成9年7月施行)

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有(生まれながらに持っていること)を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくすること等を内容とした条約で、1965年(昭和40年)の国連総会で採択されました。(平成7年12月批准)

#### H I V (エイズウイルス)

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

#### えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるといった悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

## か行

### 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

### 岐阜県人権啓発センター

2000年（平成12年）4月に、女性・子ども・高齢者・障がい者などの人権に関する問題の解決を図るために設置された機関で、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオ等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

### 基本的人権

人間である以上、必ずもっている権利の**こと**です。

### 共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう社会のことをいいます。

### グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる**こと**です。

### 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利などを守ることです。

### 国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しています。

## さ行

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。（平成6年4月批准）

### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのための必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。（昭和60年6月批准）

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。（平成27年9月施行）

### 人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日閣議決定（変更））第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした法律です。（平成12年12月施行）

## 人権施策

人権に関する実行すべき計画のことをいいます。

## 人権尊重

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことです。

## 人身取引（トラフィッキング）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条（a）において、「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいいます。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されています。

## ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

## 性自認

自身の性をどのように認識しているかという自己意識の概念です。性自認と身体的性（身体構造上の性）は関係がありません。

## 性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などがあります。

## 成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設されました。

## 世界人権宣言

昭和 23 年（1948 年）12 月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「人権デー」とされ、わが国では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

## セクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせる様々の行為をいいます。

## た行

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という 5 つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。（平成 11 年 6 月施行）

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

## な行

### 二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

### ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

## は行

### 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。(平成 17 年 4 月施行)

### ハンセン病

明治 6 年 (1873 年) にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

### 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消法)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。(平成 28 年 12 月施行)

### プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

### ハイトスピーチ

特定の対象 (人物や集団) に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称のことです。

### ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (ホームレス支援法)

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状に鑑み、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。(平成 14 年 8 月施行)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
(ハイトスピーチ対策法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。(平成 28 年 6 月施行)

## ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

女性の性と生殖に関する健康と権利のことです。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみととらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通じた身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさします。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされています。

## わ行

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス (Work Life Balance) は、1980 年代から米国で始まった、従業員がやりがいある仕事と、充実した私生活を両立できるようにする企業の取り組みのことをいいます。働く母親はもちろん、全ての従業員を対象としています。企業は、育児・介護への援助制度をはじめ、柔軟で多様な就業形態や労働時間の導入などを行うことで、すべての従業員の仕事と生活の調和に関する要望に応えながら、優秀な人材の確保と定着、生産性、業績の向上等をめざすことができます。

## 2 関係法令等

### 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

#### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

#### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否を問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

## (目 的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 3 人権関係年表

年	国連等	国内	県内
1947年 (昭和22年)		○「日本国憲法」施行 ○「労働基準法」施行	
1948年 (昭和23年)	○「世界人権宣言」採択	○「児童福祉法」施行 ○「優生保護法」施行 ○「民法」改正	
1949年 (昭和24年)	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択	○「人権擁護委員法」施行	
1950年 (昭和25年)		○「身体障害者福祉法」施行. ○「精神衛生法」施行	
1951年 (昭和26年)	○「難民の地位に関する条約」採択	○「児童憲章」制定 ○「社会福祉事業法」施行	
1952年 (昭和27年)	○「婦人の参政権に関する条約」採択	○「外国人登録法」施行	
1955年 (昭和30年)		○「婦人の参政権に関する条約」批准	
1956年 (昭和31年)		○「国際連合」加盟	
1958年 (昭和33年)	○「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）」国際労働機関総会第42回会期採択	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准	
1959年 (昭和34年)	○世界難民年（～1960年） ○「児童の権利に関する宣言」採択		
1960年 (昭和35年)	○ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	○「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ○「同和対策審議会」設置 ○「精神薄弱者福祉法」施行	○「岐阜県青少年保護育成条例」制定
1962年 (昭和37年)			○「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定
1965年 (昭和40年)	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択	○「同和対策審議会答申」	
1966年 (昭和41年)	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択		○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1967年 (昭和42年)	○「難民の地位に関する議定書」採択 ○「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択		○「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」
1968年 (昭和43年)	○「国際人権年」		
1969年 (昭和44年)		○「同和対策事業特別措置法」施行	○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1970年 (昭和45年)		○「心身障害者対策基本法」施行	○「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ○「岐阜県同和対策事業長期基本計画」策定
1971年 (昭和46年)	○「精神遅滞者の権利宣言」採択 ○「人種差別と闘う国際年」 ○「精神薄弱者の権利宣言」採択	○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）施行	
1972年 (昭和47年)			○「岐阜県同和対策事業長期基本計画」改定
1973年 (昭和48年)	○「第1次人種差別と闘う10年」（～1983年） ○「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		○民生部に「同和対策室」設置

年	国連等	国内	県内
1974年 (昭和49年)	○ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択	○「勤労福祉婦人法」施行 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行	○「岐阜県同和教育基本方針」決定
1975年 (昭和50年)	○「国際婦人年」 ○「障害者の権利に関する宣言」採択 ○「国連女性のための10年」(1976~1985)の決議を採択 ○ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択		
1976年 (昭和51年)	○「国際婦人の10年」(~1985年)		
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画(女性に関する行政の課題及び施策)」策定	
1978年 (昭和53年)		○「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979年 (昭和54年)	○「国際児童年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
1980年 (昭和55年)	○「世界女性会議」(コペンハーゲン)		
1981年 (昭和56年)	○「国際障害者年」 ○国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 ○「国連・障害者の10年」(1983~1992)の決議を採択 ○ILO第156号条約(家族的責任平等条約)採択	○「障害者の日」設定 ○「難民の地位に関する条約」批准 ○「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」	
1982年 (昭和57年)	○「高齢者問題世界会議」(ウィーン)「高齢者問題国際行動計画」採択 ○「障害者に関する世界行動計画」採択 ○「国連障害者の10年」(1983~1992)の宣言	○「難民の地位に関する議定書」批准 ○「地域改善対策特別措置法」施行 ○「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1983年 (昭和58年)	○「世界コミュニケーション年」 ○「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年) ○「障害者のための国連10年」(~1992年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)発効		
1984年 (昭和59年)	○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	○「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1985年 (昭和60年)	○「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 ○「世界女性会議」(ナイロビ) ○ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ○「国際青少年年」	○「女子差別撤廃条約」締結	
1986年 (昭和61年)	○「国際平和年」	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 ○地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書 ○「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「今後の地域改善対策に関する大綱」	○「岐阜県婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 ○「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	

年	国連等	国内	県内
1989年 (平成元年)	○「児童の権利に関する条約」採択 ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 ○「高齢者保健福祉十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定	
1990年 (平成2年)	○「国際識字年」 ○「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	○「保育所保育指針」策定	
1991年 (平成3年)	○「高齢者のための国連原則」採択	○「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「今後の地域改善対策に関する大綱」 ○「新国内行動計画」第一次改定	
1992年 (平成4年)	○1999年を「国際高齢者年」に決議 ○アジア太平洋障害者の10年(1992～2002)	○「地対財特法」一部改正	○「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」設置
1993年 (平成5年)	○「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 ○世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2003)の決議を採択 ○ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002) ○「障害者機会均等化基準原則」決議 ○ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 ○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○「第3次人種主義および人種差別と闘う10年」(1993～2003)	○障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	○「岐阜県老人保健福祉計画」策定
1994年 (平成6年)	○「国際家族年」 ○「国連人権高等弁務官」創設 ○「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択 ○「国連人権教育の10年(1995～2005)行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2004)	○「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 ○「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行 ○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ○「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」改定	○「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定
1995年 (平成7年)	○「国際寛容年」 ○「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	○「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 ○「ILO第156号条約」批准 ○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ○「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ○「高齢社会対策基本法」施行 ○障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定 ○「人種差別撤廃条約」批准	○「岐阜県障害者基本計画」策定
1996年 (平成8年)	○「貧困根絶のための国際年」	○「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」 ○男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「高齢社会対策大綱」策定	○「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定
1997年 (平成9年)	○「第1次貧困根絶のための国連10年」(~2006年)	○「人権擁護施策推進法」施行 ○「人権擁護推進審議会」設置 ○「地対財特法」一部改正 ○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 ○「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ	○「岐阜県国際協力推進プラン」策定 ○「岐阜県同和行政基本方針」策定

年	国連等	国内	県内
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○60歳以上定年制義務化（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」一部改正）</li> <li>○障害者雇用率（1.8%）の設定（「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」一部改正</li> <li>○「特定非営利活動促進法」施行</li> <li>○「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県障害者プラン」策定</li> <li>○「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定</li> <li>○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置</li> </ul>
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国際高齢者年」</li> <li>○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）」施行・「エイズ予防法」廃止</li> <li>○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（精神薄弱者からの知的障害者への用語改正）」施行</li> <li>○「男女共同参画社会基本法」施行</li> <li>○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准</li> <li>○人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申</li> <li>○「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表</li> <li>○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行</li> <li>○「ゴールドプラン21」策定</li> <li>○「改正高齢社会対策基本法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県男女共同参画プラン」策定</li> <li>○「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国際感謝年」</li> <li>○「平和と文化のための国際年」</li> <li>○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</li> <li>○「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</li> <li>○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」採択</li> <li>○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」採択</li> <li>○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（国際組織犯罪防止条約密入国議定書）」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行</li> <li>○指紋押捺制度全廃（「外国人登録法」一部改正</li> <li>○「民事法律扶助法」施行</li> <li>○「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行</li> <li>○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行</li> <li>○「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行</li> <li>○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行</li> <li>○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行</li> <li>○「任意後見契約に関する法律」施行</li> <li>○「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」</li> <li>○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行</li> <li>○人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表</li> <li>○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</li> <li>○「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>○「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正</li> <li>○「人権擁護推進審議会答申」（人権教育・啓発の在り方）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「同和対策課」から「人権同和対策課」へ改称</li> <li>○「岐阜県人権啓発センター」設置</li> <li>○「岐阜県生涯安心計画」策定</li> <li>○「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定</li> </ul>

年	国連等	国内	県内
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」</li> <li>○「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」</li> <li>○「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(2001~2010)</li> <li>○「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001~2010)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申</li> <li>○「雇用対策法」改正・施行</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>○「第2回児童の商業的搾取に反対する世界会議」開催(横浜)</li> <li>○「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表</li> <li>○「新しい高齢社会対策大綱」策定</li> <li>○人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」答申</li> <li>○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行</li> <li>○「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行</li> <li>○「改正アイヌ文化振興法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問</li> <li>○「岐阜県地方改善促進審議会答申」</li> <li>○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定</li> </ul>
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定</li> <li>○「平和の文化国際年」</li> <li>○「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名</li> <li>○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」批准</li> <li>○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行</li> <li>○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> <li>○「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行)</li> <li>○「障害者基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権宣言」県議会決議</li> <li>○「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」から「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」へ改称</li> <li>○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定</li> </ul>
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国際識字の10年」(2003~2012)</li> <li>○第2次アジア太平洋の障害者の10年(2003~2012)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個人情報の保護に関する法律」施行</li> <li>○「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行</li> <li>○「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</li> <li>○「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行</li> <li>○「裁判の迅速化に関する法律」施行</li> <li>○「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行</li> <li>○「少子化社会対策基本法」施行</li> <li>○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行</li> <li>○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県人権施策推進指針」策定</li> <li>○「青少年保護育成条例」を「青少年健全育成条例」に改称</li> <li>○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行</li> <li>○「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」から「岐阜県人権啓発連絡協議会」へ改称</li> <li>○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」から「岐阜県人権施策推進連絡協議会」へ改称</li> <li>○「岐阜県新・生涯安心計画」策定</li> <li>○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行</li> </ul>
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」</li> <li>○「人権教育のための世界プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布</li> <li>○「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」</li> <li>○「公益通報者保護法」公布</li> <li>○「外国人登録法」改正</li> <li>○「犯罪被害者等基本法」公布</li> <li>○「発達障害者支援法」公布</li> <li>○「改正DV防止法」施行</li> <li>○「改正障害者基本法」施行</li> <li>○「改正児童虐待防止法」施行</li> <li>○「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行</li> <li>○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県男女共同参画計画」策定</li> <li>○「岐阜県障害者支援プラン」策定</li> <li>○「人権同和対策課」から「人権施策推進室」に改称</li> </ul>

年	国連等	国内	県内
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014)</li> <li>○「第2次世界の先住民の国際の10年」(2005～2014)</li> <li>○『命のための水』国際の10年(2005～2015)</li> <li>○「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者自立支援法」公布</li> <li>○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布</li> <li>○「犯罪被害者等基本法」施行</li> <li>○「発達障害者支援法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県青少年健全育成条例」改正</li> <li>○「岐阜県人権啓発連絡協議会」から「岐阜県人権懇話会」へ改称</li> </ul>
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組</li> <li>○「障害のある人の権利に関する条約」採択</li> <li>○「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択</li> <li>○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)」採択</li> <li>○「砂漠と砂漠化に関する国際年」</li> <li>○「人権理事会創設」決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権教育の指導方法等の在り方について(第2次とりまとめ)」</li> <li>○日本、「国連人権理事会」の理事国に当選</li> <li>○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」公布</li> <li>○改正「教育基本法」公布・施行</li> <li>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行</li> <li>○「高齢者虐待防止法」施行</li> <li>○「障害者自立支援法」施行</li> <li>○「自殺対策基本法」施行</li> <li>○「改正障害者雇用促進法」施行</li> <li>○「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始</li> <li>○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>○「岐阜県障害福祉計画」策定</li> <li>○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称</li> <li>○「岐阜県青少年健全育成計画」策定</li> <li>○「ひびきあいの日」設置</li> <li>○「岐阜県高齢者安心計画(第3期)」策定</li> <li>○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称</li> </ul>
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「先住民の権利に関する国連宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「強制的失踪防止条約」(日本政府、2007年2月6日署名)</li> <li>○「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布</li> <li>○「児童虐待防止法改正法」成立</li> <li>○「少年法改正法」成立</li> <li>○「障害のある人の権利に関する条約」(日本政府、2007年9月28日署名)</li> <li>○「改正男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県多文化共生基本方針」策定</li> <li>○「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告</li> <li>○国連人権理事会改選で日本再選)</li> <li>○国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択</li> <li>○「第2次国連貧困根絶のための10年」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」</li> <li>○「実践編」「個別的な人権課題に対する取組」</li> <li>○「犯罪被害者等給付金支給法改正法」成立</li> <li>○「改正出会い系サイト規制法」成立)</li> <li>○「アイヌ民族は先住民」国会決議、衆参両院本会議で全会一致で採択</li> <li>○「性同一性障害者特例法改正法」成立</li> <li>○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立</li> <li>○「少年法改正法」成立</li> <li>○「改正DV防止法」施行</li> <li>○「改正児童虐待防止法」施行</li> <li>○「改正児童福祉法」施行</li> <li>○「改正老人福祉法」施行</li> <li>○「更生保護法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県人権施策推進指針(第一次策定)」策定</li> </ul>
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国際和解年」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「改正児童福祉法」施行</li> <li>○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行</li> <li>○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第2期岐阜県障害福祉計画」策定</li> <li>○「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定</li> <li>○「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定</li> <li>○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第54回女性の地位委員会「北京+15」</li> <li>○「文化の和解のための国際年」</li> <li>○第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>○「子ども・若者育成支援推進法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第2期岐阜県障害者支援プラン」策定</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3期岐阜県障害福祉計画」策定</li> <li>○「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定</li> <li>○「岐阜県人権教育基本方針」決定</li> </ul>

年	国連等	国内	県内
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「改正児童福祉法」施行</li> <li>○「改正ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> <li>○「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正</li> <li>○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定</li> <li>○「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定</li> </ul>
2013年 (平成25年)	○第3次アジア太平洋障害者の10年(2013~2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ防止対策推進法」制定</li> <li>○「障害者総合支援法」施行</li> </ul>	○「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者の権利に関する条約」批准</li> <li>○「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行</li> <li>○「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)施行</li> <li>○「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法施行、題名変更)</li> <li>○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ法)施行</li> <li>○「障害者権利条約」締結</li> <li>○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定</li> <li>○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定</li> </ul>
2015年 (平成27年)	○「人権教育のための世界計画」第三段階に移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども・子育て支援法」施行</li> <li>○「女性の職業生活における活躍の推進の推進に関する法律」(女性活躍推進法)一部施行</li> <li>○「生活困窮者自立支援法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定</li> <li>○「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定</li> <li>○「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定</li> <li>○「岐阜県障害者総合支援プラン」策定</li> </ul>
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行</li> <li>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行</li> <li>○「改正障害者雇用促進法」施行</li> <li>○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行</li> <li>○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ対策法)施行</li> <li>○「改正発達障害者支援法」施行</li> <li>○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行</li> <li>○「再犯防止等の推進に関する法律」施行</li> </ul>	○「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行</li> <li>○「生活困窮者自立支援法」施行</li> <li>○新学習指導要領改訂(小・中学校で「特別の教科道徳」の実施)</li> <li>○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正</li> </ul>	
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」を決定</li> <li>○「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行</li> </ul>	○「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」を策定

年	国連等	国内	県内
2019年 (平成31年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「SDGs 実施指針改定版」を策定</li> <li>○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が成立</li> <li>○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行</li> <li>○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行</li> <li>○「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行</li> </ul>	
2020年 (令和2年)	○国際的な指針「COVID-19 ガイダンス」を提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定</li> <li>○『「ビジネスと人権」に関する行動計画』策定</li> <li>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」施行</li> </ul>	
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行</li> <li>○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」</li> <li>○「障害者差別解消法一部改正」成立</li> </ul>	

## 4 池田町人権施策推進計画策定委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
臼井 幹夫	議会議長	委員長
久保田 美洋	民生文教委員長	
石田 正秋	区長連合会長	
河合 博	人権擁護委員協議会代表	
野原 昭弥	保護司会代表	
寺戸 育子	更生保護女性会代表	
森内 繁正	民生児童委員協議会長	副委員長
仲井 智一	教育長	
内田 道伸	南部校長会長	
岩谷 真海	障害者福祉連合会長	
栩川 貞男	シニアクラブ連合会長	

# 池田町人権施策推進指針

令和5年3月

発行：岐阜県池田町  
編集：健康福祉課

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468-1  
TEL：0585-45-3111 FAX：0585-45-8314